

3月定例会

大村市立病院に指定管理者制度を導入する条例案は、**記名投票の結果、原案否決となりました。**

●平成19年度一般会計当初予算(300億8千万円)は、基金に頼らない収支均衡型予算となりました。
●市長は施政方針で、重点的に取り組む項目として「行政改革の推進と財政の健全化」など9の政策を表明しました。

条例

こども夜間初期診療センターを開設します

大村市こども夜間初期診療センター条例

夜間における小児の初期診療体制を確保するため、「こども夜間初期診療センター」をこどもセンター(旧すこやかセンター)に開設します。なお、工事等により開設に期間を要するため、9月30日まで、市立病院で業務を行います。
・対象 小児(15才未満)の急病者

・診療時間 午後7時~同10時

【問い合わせ】

国保けんこう課(内線115)

大村市立病院の公設民営化について

大村市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

指定管理者制度を導入し、公設民営化する議案は、賛成11、反対16で否決されました。

【否決の理由】

・公務員としての身分を失うことになる職員に対し、設置者としての説明責任が果たされているとは、言い難く、職員に対する配慮に欠け、一方的すぎる。

・制度導入後の市立病院像についての審議が不十分であり、現状ではこれを明確に判断することができない。さらに論議を尽くした上で結論を出すべきである。

【問い合わせ】

企画政策課(内線215)

討論(条例案に反対)

提案があまりにも唐突である。

大村市立病院経営に関する基本方針で、「特に、職員の身分の取り扱いにあたっては公務員の身分を失うこととなるので、十分な配慮が必要である。」と述べられているが、職員に対して十分な説明や話し合いが行われていない。また、指定管理者を導入すると38億円の清算が必要となるため、第二次財政健全化計画を根本から見直さなければならぬ。そういう面が十分配慮されておらず、あまりにも拙速である。

討論(条例案に賛成)

市立病院は存続するのであって、働く職員の処遇が変わるだけである。条例が可決されたら職員との交渉を優先して行うと市長は答弁している。全て市民に対して迷惑はかからない。医療サービスも今まで以上の体制になると説明がなされている。おもいきった処置がこの条例である。この条例が可決されない、職員との交渉も進まないし右にも左にもいけない。

平成17年度の一般会計歳入歳出決算を不認定とした

「預け」「書き換え」等の不正は、認められませんでした。予算の有効活用を図っているという認識で行われた補助事業等の事務費の目的外使用は、正当性を欠いており、更に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に抵触する恐れがあることから全会一致で不認定としました。

意見書

医師不足を解消し、安心して暮らせる地域医療体制の確保を求める意見書

近年、全国的に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題となっており、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保されるよう意見書を提出するものです。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣